

健康食品を勧める、しつこい電話
勧誘にお困りのようだったので…



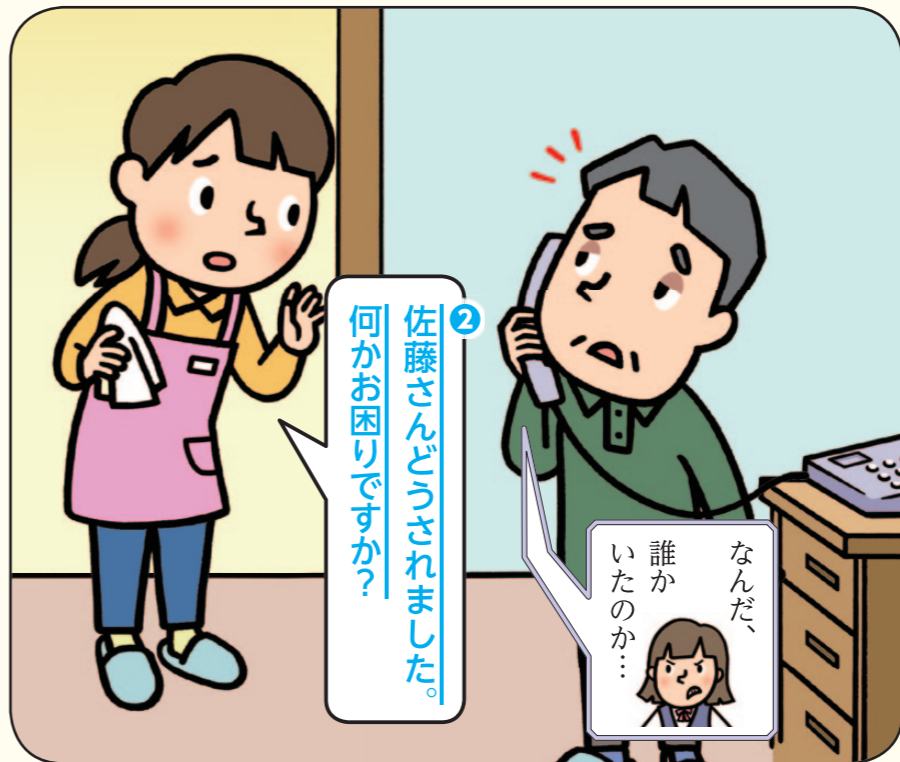
ヘルパー
諏訪姫子さん (仮名)



① 必要ありませんから…

すでに多くの方々に飲んでいただいて、とても好評なんですよ

今でしたら特別キャンペーン中、とてもお手頃なお値段で…



② 佐藤さんどうされました。何かお困りですか？

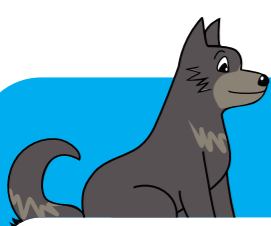
なんだ、誰かいたのか…

一人暮らしをされている佐藤さん(仮名70歳男性)のお宅にお伺いし、いつものように頼まれた家事をしてきたところ一本の電話がかかってきました。お話の内容から、どうも健康食品の勧誘の電話のようでしたが、その後20分程経っても電話を切らせてくれないようなので、お声をかけさせていただき、ようやく電話を切ることができました。詳しいお話を伺ってみると、ここ数週間何度も電話がかかってきて、しつこく勧誘してくるということで、とてもお困りのようでしたので、事業所を通じてケアマネジャーに報告し、今後の対策などについて相談しました。



③ 実は、ここ数週間健康食品を買わないかという電話が頻繁にかかっています。断っているんだけどしつこくてね

そうですか、それは特定商取引法(再勧誘の禁止)違反というところも考えられるので今後の対応を考えてみましょうか



しつこい「電話勧誘」に気をつけましょう。

悪質業者による電話勧誘はその場に居合わせないとなかなか気づきにくいものです。電話の呼出音におびえるような素振りがあつたら、「最近、変な電話がなかつたですか」などの質問を試みましょう。

しつこい「電話勧誘」の気づきのポイント

- ① 電話の会話中に、いきません、必要ありません、けつこいですなどの発言があつた場合は、何かを勧められている証拠です。
- ② 電話勧誘してきた悪質業者に、「こちらが一人ではないことを警告するためにも、積極的にお声がけするようお願いします」。
- ③ 断つてからの何度も電話がかかってくるという場合は、悪質業者からターゲットにされているということです。すぐに購入してしまっている可能性もありますので、うまくお話を伺ってみましょう。

↑ くわしくは次のページへ

しつこい「電話勧誘」の手口



「健康上の不安」や「経済的な不安」を感じている高齢者の心理につけこんで健康食品などを電話勧誘する事例が非常に増えています。また、高齢者に電話する際に「お体で悪いところはありますか?」と言葉巧みに健康状態を聞き出し、「日ごろから不安に感じている症状に対して、科学的根拠がないにもかかわらず、あなたもその健康食品が症状を改善する効果があるかのように告げるケースも見られます。

電話での勧誘はその場に居合わせないとなかなか気づきにくいものです。迷惑な電話がかかってこないか、こちらから確認することも大切です。



うまい話に気を付けよう!

未公開株
などの
金融商品

不動産
などへの
投資

無料の
健康チェック
など



気づきのチェックシート



困っている様子の長電話が見られたら声かけしてみよう!

- 長電話をされていたらタイミングをみて、お声がけしましょう。
- 最近知らない業者からの電話がなかったか確認しましょう。
- 部屋の中にこれまで見たことのない健康食品や健康器具が目についたら、それとなくお話を聞いてみましょう。
- ご本人に被害者意識がない場合もあります。同じような事例を具体的にお話することで被害に気づいてもらいましょう。



「いりません」ときっぱり断ることが大切。困ったら相談窓口へ!

トラブルを未然に防ぐために

- 契約する意思がない人に電話や訪問による再勧誘をすることは法律で禁止されていることをお話しましょう。
- 発信者の番号表示サービス(有料)や留守番電話機能などをうまく利用して、着信拒否を設定することも効果的です。
- 電話の呼出音におびえている様子が見受けられたらトラブルに巻き込まれている可能性があります。
- 一度被害にあった高齢者は再度狙われる可能性が高いので引き続き見守りましょう。

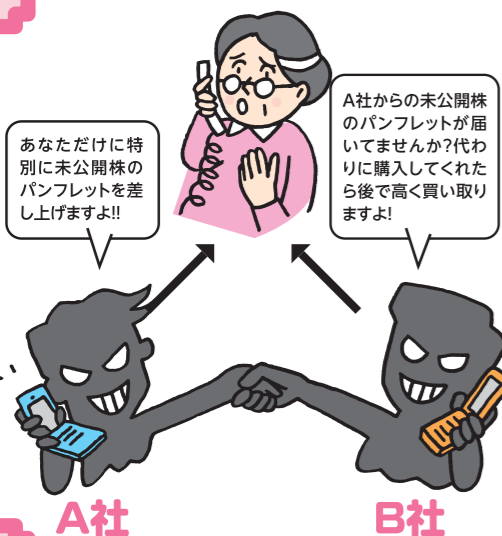


少しでも不安なことがあれば消費生活相談窓口にご相談するようにお勧めしましょう

コラム 劇場型の詐欺にご注意

電話勧誘を行う悪質業者のなかには、複数の業者が共謀し、消費者にお金を支払わせるために「売り手」と「買い手」に分かれ、芝居のように勧誘する手口が見られます。こうした手口は『劇場型詐欺』と呼ばれ、『限られた人しか購入できない』『高値で買い取る』など消費者心理をあおり、未公開株や社債などを購入させます。

しかし、実際に消費者が利益を得られることはありません。



どのようなトラブルに
巻き込まれているのか



「振り込め詐欺」「点検商法」「催眠(SF)商法」「次々販売」「送り付け商法」「利殖商法」「ほめあげ商法」「多重債務」など、まずはどのようなトラブルのためにお金が無くなってしまったのかを把握することが大切です。クーリング・オフが適用できるケースなのか、法律の専門家に依頼しなければいけないのか、対応が異なりますので、一人の判断で行動しないようにしてください。



身の回りに気をくばろう!

お金の節約

入金を催促する郵便物や電話

金融会社からのダイレクトメールなど

気づきのチェックシート



「お金に困っている」様子が見られたらそれとなく理由を聞いてみよう!

- 「節約している」「買い物はいらない」などの発言があったら金銭トラブルに巻き込まれている可能性があります。うまくお話をしていただけるように誘導しましょう。
- 複数の金融業者から借金を重ね多重債務に陥っている可能性もありますので、金融会社からのダイレクトメールや請求書にも気を配りましょう。

トラブルを未然に防ぐために



悪質商法の手口をよく知ることが被害防止に繋がります!

- 日常のお金の管理が不安になってきた場合は、日常生活自立支援事業などを利用する方法もあります。
- 日頃から地域で起きている最新の被害情報にアンテナを張り訪問時の話題にしましょう。
- 一度被害にあった高齢者は再度狙われる可能性が高いので引き続き見守りましょう。

※日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うものです。



少しでも不安なことがあれば消費生活相談窓口にご相談するようにお勧めしましょう

よくある「見守り」Q&A その4

Q ご本人は相談を望んでいないのですが、介護保険の利用料や家賃までも滞納している差し迫った状況です。(ヘルパー)

A 所属する事業所から担当ケアマネジャーに連絡して、事実確認や家族等の緊急連絡先との調整をお願いしてください。

深刻な消費者被害に対して、ご本人や家族等が何も対応しない場合には「高齢者の財産上の不当取引による被害疑いがあるケース」として、地域包括支援センターや行政窓口へ通報する方法もあります。(P.33)



対策

- ① 「お金を振り込め」と言われたら、詐欺ではないかと疑ってみる。
- ② 絶対に、お金をすぐに振り込まない
- ③ 慌てないでいったん電話を切り、本人や家族に確認する。
- ④ 架空請求は、無視する。相手先には絶対に連絡しない。
(逆に、個人情報を知られ、脅される)。
- ⑤ 不安を感じたり不信に思ったら、警察に相談する。

オレオレ詐欺や融資保証金詐欺等の相談は、
最寄りの警察署へ (P34)

「携帯番号が変わった」という連絡はオレオレ詐欺を疑うこと!

オレオレ詐欺は、従来のように金融機関を通じて振り込ませる「振込型」に加え、犯人が現金を直接自宅等に取りに来る「受取型」の詐欺が増加しています。現金受取型オレオレ詐欺の場合、たいていの場合、犯人グループは息子や孫をかたり、「携帯電話の番号が変わった」という事前の予兆電話をかけてきます。

多くの場合は、その翌日に「会社のお金を使い込んだ」「株取引で失敗して借金をした」などと嘘の理由を告げた後、「自宅まで取りに行くからお金を用意して」などと要求し、さらに「自分は行けなくなったので、会社の同僚に行かせる」などと言って、「受け子」が現金を自宅等に取りに来るというものです。

最近の被害状況では、オレオレ詐欺のうち、従来の「振込型」が半数以上を占めていますが、「受取型」も全体の4割以上を占めており、また「現金受取型」の手口では、従来の「振込型」に比べて、1回あたりの被害額が大きくなる傾向にあります。

「だまされたふり作戦」にご協力を!

犯人グループは息子や孫をかたり、「風邪をひいて声がおかしい」、「携帯電話の番号が変わった」、「キャッシュカードを預かります」など、犯人から「ウソ電話」がかかってきた時は、犯人を捕まえる絶好のチャンスです。もし、このような電話がかかってきたら、慌てずに、そのままだまされたふりを続けてください。

そして、電話を切った後、110番通報してください。すぐに警察官が駆けつけ、犯人をおびき出し、捕まえます。「だまされたふり作戦」にご協力をお願いします。

～警察庁振り込め詐欺対策ホームページより～



手口

オレオレ詐欺

夫や子ども、孫などになりすましてお金をだまし取るオレオレ詐欺は、最近では警察官や弁護士、鉄道関係者などを名乗って電話をかけ、「ご主人(子ども、孫)が痴漢をして示談金がある」とか「借金の保証人になり、代わりに返済しなければならない」などと言って、すぐにお金を振り込ませ、だまし取る手口になっています。

架空請求詐欺

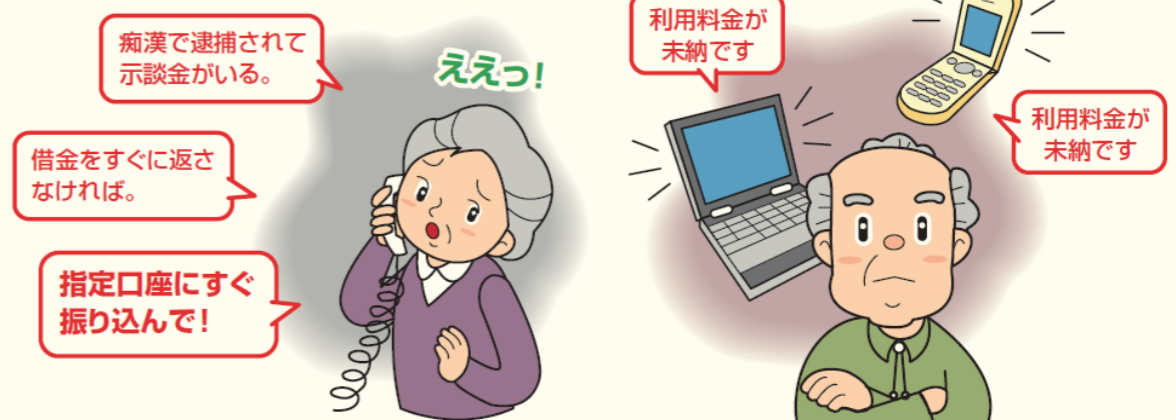
不特定多数の人に対して支払根拠のない請求をして、お金をだまし取る手口です。債権回収業者や法律事務所などと称して架空の利用料をハガキや封書で請求します。また、携帯電話やパソコンの利用実態のない架空請求もあります。

還付金詐欺

市・町、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費、税金、年金保険料などの払い過ぎたお金を返すと言ってATMを操作させ、実際に被害者の預金を別口座に振り込ませ、だまし取る手口です。

融資保証金詐欺

低金利をうたって融資を誘い、申込者から「保証金」や「保険料」等の名目でお金をだまし取る手口です。口座に勝手にお金を振り込んで高額な返済金を要求する手口もあります。



冷静に!まず、確認を!

架空請求は、絶対無視だね!